

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年8月26日
【会社名】	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
【英訳名】	Village Vanguard CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白川 篤典
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 佐々木 敏夫
【本店の所在の場所】	名古屋市名東区上社一丁目901番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長白川篤典及び常務取締役佐々木敏夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、海外の連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加していません。

3【評価結果に関する事項】

当社は2022年5月期および2023年5月期において財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があるとして開示を行っております。これは当社の決算・財務プロセスにおける、各決算処理の手続き及び正確性を確認する手続きの整備・運用が不十分であったこと等に起因して、当社グループの減損計上額の計上が不足していたことが会計監査人である爽監査法人と過年度の決算処理を確認する中で判明したことによるものです。

また、これを受けて当社はその影響の重要性を鑑み、過年度の有価証券報告書、四半期報告書及び決算短信の訂正を実施いたしました。当社はその際に識別した内部統制の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正はすべて連結財務諸表および個別財務諸表に反映しております。しかしながらそれらは当連結会計年度の末日後に行ったものであること、および継続的な取り組みを行わなければ十分にその目的を達成できないものもあるため、当連結会計年度末日時点において当社グループの内部統制は有効でないと判断しました。

4【付記事項】

当社は2022年5月期および2023年5月期において財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の再発防止策として以下の通り開示しております。

- 1．経営陣による財務報告に係る内部統制の構築意識の再確認及び体制構築
- 2．重要な会計処理の判断または決定に関し、良質な人材の確保や専門知識の拡充
- 3．固定資産の減損会計に関するマニュアルの見直し
- 4．会計処理に係る業務プロセスの見直しと業務の属人化防止による業務品質の向上
- 5．会計処理方法と現状に差異が生じていないかについての定期的な検証

以下は有価証券報告書の開示時点での各項目の状況です。

- 1．内部統制に関するビデオ教材を業務執行取締役が各自視聴の上、毎回の経営会議においてその内容について討議をするという活動を2024年9月から開始します。その活動を通じて業務執行取締役の内部統制の構築意識を再確認し、体制を構築してまいります。

2. 2024年8月1日付で経理部組織の人員拡充を行いました。また経理部門長の採用活動も開始しております。加えて会計コンサルティング会社に協力を仰ぐべく現在契約締結に向けた準備を進めております。
3. 2024年5月期の連結財務諸表および個別財務諸表を作成する過程においてマニュアルの再整備を行い、連結財務諸表および個別財務諸表に反映しております。
4. 経理部とは別の部隊(*1 インソーシングセンター部)が経理業務のルーチン業務を実施し、エラーを検出し、報告することで属人化を防ぎ、誤謬の発生を防止するとともに、経理業務に日常的な相互牽制を働かせることを2023年7月から取り組んでおります。しかしながらまだ経理部から移管できていない業務も多く残るため、2024年8月にインソーシングセンター部の人員を拡充し、さらなる業務品質の向上を進めてまいります。
5. 経理部門長に連結会計年度毎に会社の採用する会計方針が現状のビジネスを適切に反映しているかどうかを検証させ、経営会議で確認決定の上、管理本部長に取締役会で報告させてまいります。

(*1)インソーシングセンター部は標準化・マニュアル化された業務を実行し、マニュアルに記載のない事項やマニュアルの不備によるエラーを検出する役割も持っております。

5【特記事項】

該当事項はありません。